

伊那市景観審議会議事録概要	
項目	令和3年度 第2回 伊那市景観審議会
開会日時	令和3年11月24日(水) 午前10時00分
閉会日時	令和3年11月24日(水) 午前11時45分
場所	伊那市役所本庁5階 501・502会議室
出席者	<p>伊那市景観審議会委員 信州大学社会基盤研究所/農学部 上原 三知 伊那市観光協会 伊藤 隆博 伊那市建設業組合 栗原 敦司 伊那市農業委員会 池上 敏明 上伊那森林組合 原 武志 上伊那塗装広告事業協同組合 三澤 重一 長野県建築士会上伊那支部 辻井 俊恵 西箕輪ふるさと景観住民協定者会 山口 通之 三峰川みらい会議 稲邊 謙次郎 長野県伊那建設事務所 米倉 雅博</p> <p>伊那市長 白鳥 孝 事務局 建設部長 伊藤 徹 都市整備課長 伊藤 一真 都市整備課計画係長 辰ノ口 祐三 都市整備課計画係 春日 茂彦</p>
欠席者	伊那市商工会 伊東 洋明 伊那商工会議所 高橋 正和 伊那青年会議所 畑 宏晃 伊那不動産組合 辰野 一夫 信州伊那アルプス街道推進協議会 北嶋 隆
議事	伊那市屋外広告物条例(案)について
資料	<ul style="list-style-type: none"> ・伊那市屋外広告物条例(案)市民説明会開催結果について ・審議委員からの意見及び市民説明会での主な意見について ・各規制地域での基準について ・伊那市屋外広告物条例(案)及び施行規則(案)について
	<p>1 開会 2 あいさつ(会長及び市長あいさつ) 3 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名委員に池上敏明委員と原武志委員が指名された。 (1) 伊那市屋外広告物条例(案)市民説明会開催結果について (2) 審議委員からの意見及び市民説明会での主な意見について (3) 各規制地域での基準について (4) 伊那市屋外広告物条例(案)及び施行規則(案)について ・事務局より資料にて説明

議	<p>【質疑応答】</p> <p>(委員) 各地域で10回の説明会は、丁寧な対応であり嬉しく思う。今後は、広告物条例についていかに市民の関心を高めることが課題で、意見への適正な対応が必要だと思う。関わる業者の多い市街地の参加者が少なく残念であったが、今後の理解や関心を高めていくかかわりを期待する。条例案は、掲出者の立場に立ち検討をされ異論はなく、条例化に向け、パブリックコメントを実施するのか確認したい。</p>
事	<p>(事務局) 市街地での参加者が少なかったことは残念であったが、説明会全体を通すと、市民の景観への関心は高かった。条例案がまとまりしだい商工会や広告業組合など関係団体の皆様に説明を進め、パブリックコメントも行う。</p> <p>(会長) 私もこの取り組みを評価する。私は安曇野市の審議会にも関わりがあるが、年代別、居住地域別の課題が報告されていた。今回、参加者の年代がわかるとどの参加者が少なく関心が低い世代などもわかると思う。市民に、規制地域を理解してもらう必要があるので、そのような層向けの勉強会が開催されてもいいと思う。</p>
録	<p>(委員) 市民説明会での伊那市の回答に「土砂災害特別警戒区域は建築物をはじめ看板について設置できない」とあるが、看板について規制はないと思うがいかがか。</p> <p>(事務局) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や急傾斜地の指定地は、基本的には建築物が建てられないが、看板には規制がなく、屋外広告物条例で規制する第1種規制地域に指定して、広告物を掲出できない規定をした旨回答したが、記載が不十分だった。</p> <p>(委員) 建築基準法上、建築物は出来ない訳ではなく、措置を実施すれば建築物も建築可能である。屋外広告物条例において、レッドゾーンでは、広告物の設置を禁止するという趣旨でよろしいか。</p> <p>(事務局) そのとおりである。</p> <p>(委員) 伊那市役所前のナイスロードを規制した第1種規制地域と広域農道などで、建物についての都市計画と連動していると思う。田園地域では、例えば1㎡未満でも目立つが、建物がある場所なら10㎡であろうが目立たないと思う。伊駒アルプスロードは、農振地域で建築物への規制があり安心しているが、都市計画法にある建築物規制との連動性については検討しているのか。また、建物を建てられる地域と農振地域のように建てられない地域を規制図に表示されてはどうか。</p> <p>(会長) 図面の白地部分に看板が出来るのが問題であり、制限をかけた方が良いということか。</p> <p>(事務局) 住居専用地域以外の市街地エリアは、建物がたくさんあり、看板もそれほど目立たない。新基準も緩く、既設のものは、ほぼ新条例の基準内となる。ナイスロードは、お店がたくさんあるのに基準が厳しすぎるという趣旨だと思うが、市役所移転時、田園地帯であった所に出店が増えてきたことから地元から規制の要望があり、県条例での禁止地域とした経過があり、新条例でも県条例の基準を踏襲していく。その他の路線については、景観計画で軸としている道路であり、主に第3種規制地域としている。建物の有無による細かな基準は決めきれないので、景観計画の道路軸を尊重し規制範囲を決定した。</p> <p>(会長) 委員のご指摘は、ゾーン規制だけでない方が良いのではないかと、建物の</p>

議	<p>大きさや敷地面積による一律の基準では、現在、よい景観の部分にも開発が進みバランスが取れない(影響が大きい)という考えかと思う。</p> <p>(委員) 広告旗について、一時的なイベントは許可不要ということだが、常時、沿道脇に設置される場合がある。例えば第2種規制地域だと、許可不要の基準に本数制限があり、許可基準の1敷地とはどのような解釈なのか。</p>
事	<p>(事務局) 一時的の解釈は、現行県条例では旗の出し入れが頻繁な場合は、一時的ではなく、1敷地当りの制限の影響を受ける。1敷地の概念は、筆界は、固定資産税課税台帳を確認し、複数筆であっても誰が見ても納得できる一団の土地を1敷地とする。道路脇や交差点角地の様に筆が複数ある場合も多く、使用目的が同一な範囲を一団の土地とし1敷地とする運用を考えている。</p> <p>(副会長) 総量規制で言う1敷地の捉え方はとても難しいが、通常的に判断する範囲となるのではないか。</p>
録	<p>(委員) 街道沿いに予告宣伝的な広告旗設置が長い範囲に数本ずつ設置されている場合は、1敷地をどの範囲まで捉えるのか。例えば、数か所に渡り広告旗設置があり、その中に案内看板で店名があり、5本程度ある場合どうなるか。</p> <p>(会長) ここでいう広告旗の基準は、自己敷地の中に広告旗が設置されている場合を指すのではないか。(自己敷地外(例えば街道沿い)の広告旗は基本的には認められないのではないか?)</p> <p>(事務局) 広告旗は、自己敷地内での広告旗の取り扱いを定めており、第1種規制地域では、この広告旗の設置を5本以下にして、合計10㎡以下であれば許可申請は不要となる。案内看板は、第1種規制地域では設置不可である。第2種規制地域では案内広告旗は、許可が必要となる。100メートル離れている場合の敷地の取り扱いの質問があったが、距離が長く別敷地で取り扱う判断になると思う。第3種規制地域と第4種規制地域については、先に挙げた地域と比べると厳しい基準ではないので広告物の種類を問わず設置できる。ご質問のケースは、地上設置の案内看板の扱いとなり、広告旗の掲出数とは別の話となる。</p>
	<p>(会長) 事務局の説明によれば例えば街道沿いの広告旗は、案内看板を掲出している事と同じ扱いになり、第1種規制地域では掲出できず、第2種規制地域では許可が必要となるということだと思う。このようなケースの対応については、明文化してください。</p> <p>(委員) 伊那市で条例を制定すると建築基準法の担保法令となる。違反屋外広告物がある場合、付帯する建築物等についての申請が提出された場合、許可を出せない。建築基準法では建物の使用目的により1敷地を定義している。独立している建築物は、敷地を分割する考えがある。敷地の捉え方を建築基準法と屋外広告物条例で整合性を図らないと、伊那市で禁止されたものが建築基準法の敷地の概念と相違していると何をもって法律の審査をするのか。1敷地の捉え方について、事務局の考えは。また、看板そのものの敷地設定はどうするのか。市街地は看板に付帯する敷地があると思うが、郊外の敷地設置はどのようにするのか。建築基準法での看板には敷地という概念がなく場所を特定できれば良い。現</p>

議	<p>在、建築確認審査は民間でも実施できるので東京の機関でも審査できるので周知徹底しておく必要がある。</p> <p>(事務局) 市街地で建物がある場所は、建築基準法の敷地と屋外広告物条例での敷地が一致するのが通常だと思う。郊外の敷地の捉え方は、現場確認をして客観的な判断をする。</p>
事	<p>(委員) 条例や規則を制定するにあたり、この条例が足かせにならないように、他の法令などとの整合性を記載するのが良いのではないかと思います。</p> <p>(事務局) 他法令と不都合を生じないよう、精査し詳細に検討する。</p> <p>(委員) 中央道から500メートルまで規制しているが、田園地帯は広告物があると違和感があり、広告物ができる前に抑えて欲しい。また、広告物を建てる時に地主の許可が必要となるが、筆を跨ぐことも考えられ、大きな看板も設置が可能となり抜け道も出てくると思うがいかがか。</p>
録	<p>(事務局) 中央道周辺は、全県的な規制であるが、大きなものでないと見えず市内で許可しているものはない。田園の中に、顕著に広告物の設置が見られるのは広域農道だと思うが、既設広告物を全部禁止とし、撤去する指導は大変であり、改修時に小型化への指導し、案内看板も更に小さい物にし、縮小を図っていく。伊駒アルプスロードなど田園地帯に出来る道路は、始めから禁止とする。幹線道路は、第2種規制地域、第3種規制地域とするかであるが、看板が全部設置できないという考え方ではなく、看板が必要なところもあり、全部禁止にする考えではない。看板を必要とする事業者もあり、バランスを考え条例案を作成した。</p> <p>(委員) 野立看板で10㎡という大体足が二本の看板となる。我々は、敷地という感覚ではない。以前、景観形成連絡会にて数基ある看板に対しての敷地の取り扱いを質問したが、事務局より地番を基本とするが、大体同じ用途で使用されている範囲で判断するので複数筆になる事もあるとの回答があった。</p>
議	<p>(事務局) これまでのご質問に関連する部分だが、規制内容が確定した後、今後の運用を整理し、細かいことを想定したガイドラインを作成する。今後は、市で判断していくことになるので課題を整理していく。</p> <p>(委員) 農振地域などは田園地帯であり、第1種規制地域にならないかと思う。ここが街としての発展があれば別だが、建物がないなら守りたい。必要な看板は、数か所にまとめて掲出ができないかと思う。</p> <p>(事務局) 伊駒アルプスロードは、農振地域であり市も地元も田園風景を守っていきたいと思っている地域であり、建物が出来ないと看板設置できない地域である。農振地域まで全市的に第1種規制地域とし網をかけることは難しいが、現在は、屋外看板がどんどんできる時代ではない。</p> <p>(会長) 市の規制案は、白地の農振地域には網をかけていないが、看板が出来そうな新設道路などには意欲的に規制をかけており、田園風景を守る目的の案になっていると思う。また飛び飛びに野立看板が連続して出現する場合の議論があった方がいいと思う。壁面広告物は壁面に対して割合を制限しているが、道路脇で野立看板が連続して出現する場合は、1つ1つの面積制限だけでよいか整理が必要かと思う。</p>

事	<p>(事務局) ガイドラインを作成する。規制内容を決定後内容を詰めていく。他の法令との整合性についても担当課と調整し、事務に不都合が生じないようにする。</p> <p>(委員) 壁面広告物において、浮き文字の様に一文字一文字、別々に表示するケースがあるが、計算方法を教えて欲しい。</p> <p>(事務局) 文字間隔が1メートル以上離れている場合は、一文字一文字を計算し、1メートル以内の場合は、文字全てを横一直線で捉え、文字の縦掛ける横の計算をする。</p>
録	<p>(委員) 浮き文字のLEDバックライトは、光害に該当するのか。</p> <p>(事務局) ネオン管などで文字を照らす装置については、屋外広告物条例で定める動光・点滅、ネオン類の広告物で、看板用照明の扱いとなり、通常は光害には該当しない。</p> <p>(会長) 業者の方は規制内容の理解が深いので、むしろ一般市民にその意義を理解してもらい、申請が必要な開発をできるだけ避けるように誘導するための基準だと思う。よって一般市民にもわかりやすくなるように、用語の定義や説明を加えても良いと思う。</p> <p>(委員) 条例が施行後、既存看板が新基準に不適合の場合、猶予期間はどうか。</p> <p>(事務局) 改修までの期限は設けず、新しいものに変える時まで是認する。</p> <p>(委員) 伊那市が既存不適合の状態を作らない事は理解した。従前に違反となっているものを建築確認で許可できないが、条例施行後のものは建築基準法上の法令に害さないということか。</p> <p>(事務局) お見込みのとおりである。現在、適法に設置されているものが新たな基準を超えていることを既存不適合と言うが、県条例では3年で基準に適合する義務があり、駒ヶ根市では9年である。当市は看板数も多く、また一定期間が経過すれば改修の機会があり、建築確認が必要であれば、その時に新しい基準にあわせて許可を受けることになる。</p> <p>(委員) 通年で設置する文字の入ったイルミネーションの取り扱いは。</p> <p>(事務局) 一時的なものは許可不要で、通年の設置であれば内容により許可申請の対象になることもある。</p> <p>(委員) 三峰川沿いや美篤箕輪線の規制幅を教えて欲しい。</p> <p>(事務局) 三峰川は、河川区域の両側各50メートルとなり、河川堤防及び低位房道路から展望できる範囲としている。50メートルを超えた範囲について規制はかからない。道路の端に立ち、目線の高さの1.5メートルの高さから看板が見えるかどうかで判断する。</p> <p>(副会長) 景観計画の軸の幅はどうであったか。</p> <p>(事務局) 道路軸は、沿道では道路境界から両側30メートル、河川は、河川区域の境界から18メートル。河岸段丘は、罰則がつく条例であり道路のような決め方は出来ず、レッドゾーンや急傾斜地を指定する。指定範囲は大体の河岸段丘を網羅する。</p>

(委員) 高遠湖、美和湖は自然公園法が優先するのか。

(事務局) 自然公園法に関わる範囲は、屋外広告物法には関係しないが、景観法で関係するため参考表示してある。湖の周りは第3種規制地域の規制幅である50メートルまで規制がかかる。

(委員) 条例は来年6月に施行し、県条例も改正予定があるが、広域農道を中心とした伊那谷の景観に対して、足並みをそろえる必要があると思う。今回の伊那市の動きに対して他自治体はどのように動くのか。

(事務局) 他町村で屋外広告物条例を制定していく話は聞いていない。広域農道を県が新たに許可地域として指定する予定で、沿線の町村に対し、先日県から説明があり、指定に向けて準備指示があった。

(会長) 以上で、条例案を審議いただいたということによろしいか。

(事務局) 他法令との整合性は、うたう必要があると思う。貴重な意見についてガイドラインの作成の参考にし反映していく。他法令との整合性は、事務局と会長副会長に一任させていただく。その他の意見は、ガイドライン作成時に生かすということではいかがか。

(会長) 事務局からの提案のとおりでよろしいか。

(一同) (異議なし)

(会長) 委員のご了解をいただいたので、他法令との整合性を事務局と進めたいと思う。ガイドラインだけでなく、条例(案)にもわかりにくい部分があり、説明が必要との議論になったので対応をお願いしたい。

(事務局) 事務局で案を作成し、会長、副会長に確認する。

(副会長) 私も伊那市の景観計画作成に関わった経験から、諸計画と整合することが良いと思う。路上にある看板や街路樹は関係性があり、景観計画、屋外広告物条例、街路樹などを総合的に考えていく良い機会である。西箕輪で景観住民協定締結や、景観特区の指定に関わったが、地方事務所が協力的で助かった。今回は、説明会を多くの地域で開催し非常に良かった。今後、概要版を作り、みんなで良い地域を作っていこうとする姿勢が必要である。

(会長) ガイドラインについては、市民の方にわかるように写真やイメージを入れてみてはいかかと思う。本日の議論については、ガイドラインの作成と条例については少し補足を加えるということで進めたいと思うが、私と副会長に一任いただいて事務局と取りまとめていきたいと思う。

4 その他

(会長) 全体で、委員の皆様からなにかあればお願いしたい。事務局から何かあるか。

(事務局) ガイドラインは案の完成後、郵送し意見をいただき成案とする。

5 閉会